

## 水戸市総合教育研究所運営委員会委員公募要項

### 1 目的

この要項は、水戸市総合教育研究所の適正かつ円滑な運営に当たり、より多くの市民の意見を反映させるため、水戸市総合教育研究所運営委員会の委員公募について、必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 所掌事項

公募の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 水戸市総合教育研究所の適正かつ円滑な運営に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要と認める事項に関すること。

### 3 公募する委員数

1名とする。

### 4 任期

委員の任期は、委嘱の日から1年間とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の在任期間とする。

### 5 応募資格

- (1) 市内に居住し、在学し、又は勤務する者で、委員の任期の開始日において18歳以上のものであること。ただし、次に掲げる者を除く。

ア 応募日において、本市の他の附属機関の委員に委嘱され、委嘱が予定され又は応募している者

イ 成年被後見人、被保佐人、被補助人又は民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体をいう。以下同じ。）又は暴力団の構成員、暴力団の維持運営に協力若しくは関与をする者、暴力団と親密な交際をする者その他暴力団と社会的に非難される関係を有する者

- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者であること。

### 6 応募方法

- (1) 水戸市総合教育研究所運営委員会委員応募申込書（別記様式。以下「申込書」という。）に必要事項を記入の上、応募期間内に、郵送、持参、又はファクシミリ送信により、総合教育研究所に申し込むものとする。

- (2) 申込書は、総合教育研究所に備え付けるほか、水戸市のホームページからダウンロードすることができるものとする。

- (3) 応募期間は、令和8年3月6日（金）から同年4月3日（金）までとする。ただし、郵送の場合は、当日消印有効とする。

## 7 委員の選考方法

(1) 委員の選考は、総合教育研究所において、申込書の記載内容を審査し、市長の意見を聴いて決定するものとする。

(2) 選考の結果については、申込者全員に通知するものとする。

## 8 補則

この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 9 施行期日

この基準は、令和8年3月6日から施行する。